

令和5年8月22日開会

令和5年8月22日閉会

第776回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 7 6 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 7 6 回湯川村農業委員会定例総会を令和 5 年 8 月 2 2 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（8人）・出席推進委員（7人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠 一 郎	4 番	兼 子 房 男
5 番	山 口 栄 子	6 番	真 壁 澄 男
7 番	中 島 仁	8 番	高 木 伸 也
9 番	鈴 木 明 美	1 0 番	渡 部 正 美
1 1 番	三 瓶 恵 美	1 2 番	吉 田 守
1 3 番	高 橋 勝 彦	1 4 番	中 島 和 裕
1 5 番	大 場 忠 重		

2. 欠席農業委員（0人）・欠席推進委員（0人）

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 石 田 弘 恵

4. 本日の会議の案件

- 議案第 1 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 6 号 現況確認証明申請について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 皆さん、おはようございます。毎日猛暑が続いております。本日は、委員全員による農地パトロールが実施されますので、暑いので熱中症にならないように注意して実施したいと思います。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、欠席の報告を受けておりません。農地利用最適化推進委員からは、欠席の報告は受けておりませんが、11 番三瓶恵美委員から遅参する旨の連絡がありました。農業委員 8 名中 8 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。
只今より第 776 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議 長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議

ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定についてをお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に4番委員と5番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第15号を朗読。続けて3ページを説明。

整理番号1番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移転です。譲渡人については、 にお住いの さん、譲受人は、 集落の さんです。申請地は大字 、登記地目、現況地目 、面積 m²の1筆です。申請内容及び契約内容であります。設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。

申請農地は、譲受人の所有耕作している農地に隣接している農地でありまして、譲受人の田と現況1筆になっており10数年来、譲受人が耕作を行っております。譲渡人は、一昨年相続により農地を取得いたしましたが、相続した農地を処分したい意向がありまして、今回耕作して頂いている さんと協議いただき申請に至ったものであります。譲受人は、認定農業者であり、常時農作業に従事しております。譲受人の経営面積は m²でございまして、経営農地すべてを耕作しております。また、農業機械については、トラクター・田植機・耕耘機・コンバインを所有しており、乾燥については、カントリーを利用しております。申請地の場所につきましては、4ページに案内図、5ページに位置図、6ページには公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。議案第15号整理番号1番の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して担当の委員からの報告をお願いします。14番委員お願いします。

14番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担

当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議長 質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

14 番委員 議案第 15 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第 3 条第 2 項に該当しないので許可したいと思います。

議長 これより、議案第 15 号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第 15 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議長 議案第 15 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第 4、議案第 16 号現況確認証明申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 7 ページにより、議案第 16 号を朗読。続けて 8 ページの別紙により説明。現況確認証明について説明いたします。現況確認証明は、県が定めた要領に基づいて行っており、「農地法の適用を受けない土地である」証明であります。

整理番号 1 番について説明いたします。申請人は■■■■■にお住いの■■■■■さんです。申請地は大字■■■■■、登記簿地目は■■■■■、現況は■■■■■、面積が■■■■■㎡であります。他 1 筆ありまして、申請地は大字■■■■■、登記簿地目は■■■■■、現況は宅地化されており、面積は■■■■■㎡です。

証明を求める理由としましては、土地の地目変更のためであります。

非農地化した経過については、■■■■■の申請地は、昭和 40 年に農業用倉庫として建設し現在に至っております。農地法施行規則で、農業者が自己所有の農地、面積は 2 a 未満限り、農業用施設を設置する場合には農地転用の許可を要しないこととされています。

■■■■■の申請地は、戦後まもなく申請人の祖父が農作業小屋として建設し現在に至っており農地法施行以前(昭和 27 年 10 月 21 日以前)の昭和 26 年 6 月頃に農作業小屋として、建設し現在に至っており現在も非農地化している状況です。昨年、申請人の父親が亡くなり、相続による所有権移転登記を行ったところ、地目が畑で登記されていたため、今回土地の地目変更登記を行いたく

申請に至ったものです。申請地につきましては、2筆とも農振農用地区域外でありまして、地元住民及び担当委員から事実の確認と登記済権利証等の公簿で確認をいたしております。また現地調査を実施した結果、本案件は、非農地と判断して良いと考えます。なお、8月9日に現地調査を実施しております。調査報告書については、別添のとおりでありまして、現況写真も添付してございます。本案件は、以上のことから、証明して差し支えないものと考えます。説明は以上です。

議長 これより質疑に入ります。只今の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

5番委員 はい、議長。

議長 はい、5番山口委員。

5番委員 確認と質問がございます。確認ですが、農地転用不要ということは、登記地目も変更しなくて良かったということですか。

事務局 農地転用については、申請不要です。登記については、不動産登記法に基づき申請者が地目変更を行うようになります。

5番委員 転用については、わかりました。地目変更登記については、役場や事務局は指導しないのですか。ですからこのような状況になるのではないのでしょうか。

事務局 地目変更登記については、申請人が行うものであります。事務局では、後でわからなくなってしまうので、地目変更登記は、行った方が良いでしょう。都度しています。強制できるものではありませんのでご理解ください。また、農地転用の許可案件であっても、完了後に登記地目に変更されたかどうか、追跡調査して指導することが課せられておらず、追跡調査をして指導することは行なっておりません。ですので、申請を頂いて証明を行っているものです。

7番委員 事務局の説明で、例外規定があると説明がありましたが、作業小屋を建てる場合は、農業委員会に問い合わせはないのでしょうか。勝手に建てて良いのか。

事務局 まず、農地法に農地転用許可がいない許可不要が規定されています。具体的に申しますと、国や県の事業や市町村が行う土地収用法対象事業、電気事業者が行う送電用施設等であります。許可がいない事業については、農業委員会に申請がないため、関係機関から情報を頂いたり、登記情報を閲覧して農地基本台帳を変更しています。農作業施設については、まったく農業委員会がわからないというわけにはいかないもので、任意的に届出を提出して頂いております。法律上は、申請許可はいない事案になっています。

7番委員 建物を建てる場合は、建築確認は必要ですか。

事務局 建築基準法に基づいて、建築確認申請は必要です。

議長 よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。他に質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。これより議案第16号を採決したいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

- 議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 16 号、現況確認証明申請について、
を採決いたします。
- 議 長 議案第 16 号、現況確認証明申請について、現況確認証明書を交付することに
賛成の農業委員の挙手を求めます。
挙手全員であります。よって現況確認証明書を交付することに決定いたしました。
- 議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第 776 回湯川村農業委員会定例
総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 15 号 原案のとおり決定

議案第 16 号 原案のとおり決定

- 議 長 全議事の終了を告げ、令和 5 年 8 月 22 日午前 9 時 49 分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 5 年 9 月 19 日

湯川村農業委員会

会 長

4 番 委 員

5 番 委 員